

姫路市入札監視会議 議事概要（平成23年度第2回）

1 日 時 平成24年1月13日（金） 午前9時～午前10時30分

2 場 所 姫路市役所 北別館4階 第402会議室

3 出席者

（委員） 市川委員長 久保委員 井上委員 永井委員

（姫路市） 甲良財政局長 三木財務部長 北川契約課長 他契約課2人

4 概 要

1. 建設工事発注状況等の説明

平成23年7月1日から平成23年11月30日までの間の入札及び契約手続の運用状況について、事務局より報告された。尚、この間の制度改正等はなし。

【主な質問・意見】

委員：姫路市の落札率は他都市と比較し、どのように考えているか。

事務局：昨今の経済不況により建設業界は大変厳しい状態となっていることから、国をはじめ、他の自治体においても最低制限価格等の引き上げを行うなど、全国的に落札率が高まっている傾向にある。

姫路市においても、国や他都市の動向を注視しながら引き上げを行っているが、その設定比率は若干低めであるため、他の自治体と比較し落札率は低めに推移しているものと考えている。

2. 審議対象工事の抽出結果の報告

審議対象工事の抽出を行う委員に指定された永井委員より、抽出結果が報告され、以下のとおりとなった。

入札方式別に無作為抽出を行った

制限付一般競争入札（総合評価）について、全2件中1件を抽出

制限付一般競争入札（価格競争）について、全150件中2件を抽出

（うち土木・鋼構造・ほ装工事より1件、建築・その他工事より1件）

指名競争入札について、全149件中4件を抽出

（うち土木・鋼構造・ほ装工事より2件、建築工事より1件、その他工事より1件）

3. 抽出工事の説明及び審議

抽出された制限付一般競争入札3件（総合評価1件、価格競争2件）及び指名競争入札4件の各工事について審議を行った。

(1) 制限付一般競争入札（総合評価落札方式）

準用河川辻井川雨水貯留施設建設工事

【主な質問・意見】

委員：予定価格と落札価格にかなりの開きがあるが、どのように推測しているか。

事務局：姫路市に限らず、全国的に公共工事は減少傾向にあることから、業者間の競争が激化している。その結果、入札参加業者は利益率等を圧縮してでも受注したいとのことから、予定価格を大幅に下回る傾向にあり、本工事に限らず低価格での入札が多発している。

委員：低入札価格調査の対象となった場合、どのような項目を調査しているのか。

事務局：低入札価格調査の対象となった場合、落札候補者に対して、契約課ホームページにも掲載している低入札調査に係る資料の提出を求め、姫路市の積算と比較しながら、低価格でも品質が確保された施工が可能かどうかを落札候補者からのヒアリングも含め調査する。

その後、内部組織である低入札価格調査審査委員会で調査結果を審査し、履行可能という意見が出されれば落札決定を行っている。

委員：本工事は、プレキャスト資材が使用されているため、あまり価格は下がらないように思う。また、工事の特徴として安全管理が特に重要ということであれば、人件費（安全費）もかなり計上する必要があると思うが、このような状況で、この低価格で安全管理上特に問題はなかったと評価しているのか。

事務局：総合評価における安全管理項目については、通常安全管理にプラスした提案があれば加点とし、落札決定の要素としている。本工事は、近隣に文教施設や住宅街があることから学校児童の安全管理、さらに騒音防止対策や搬入経路の提案を受けている。

また、低入札価格調査においても、安全費を不当に削減していないか事情聴取しており、総合的に判断し問題はなかったと考えている。

委員：残りの半分の工事をやると聞いたが、発注が二分の一ということか。

事務局：そうではない。本工事は、異常出水時に排出するための大規模な地下貯留施設の建設工事であるが、10年ほど前に公園の地下半分は完成していることから、今ある機能を損なわないように、残り半分の工事を施工するという意味である。また、総合評価の施工管理上配慮する事項として提案を求めており、評価すべき提案に対しては落札決定の要素としている。

委員：総合評価といっても、結局は一番安い業者が落札するのではないか。

事務局：評価点によっては、逆転することはある。

(2) 制限付一般競争入札（価格競争）

曾坂川改修工事

【主な質問・意見】

委員：これも、低入札価格調査の対象ですか。

事務局：予定価格が3億円以上の場合は低入札価格調査の対象となるが、本工事の予定価格は3億円未満であることから、調査基準価格に代わり、最低制限価格を適用している。最低制限価格未満は、無条件に無効としているため、完全な価格競争となっている。

委員：3000万円以上の工事であっても、現実的に指名競争入札は行われているか。

事務局：原則は1000万円以上を制限付一般競争入札としているが、一般競争入札に付しても入札参加者がいない、あるいは入札の不調により再度入札に付した場合に工期が確保できない等特段の事情がある場合にかぎり、指名競争入札に切り替えて入札を執行することはある。

委員：指名競争入札について、毎年同じ場所で同じような工事が行われる場合、毎年同じ指名業者にはならないのか。

事務局：他の自治体も同じかと思うが、地元建設業者の育成という目的もあることから、特殊な工事を除き基本的には工事現場を中心に現場に近いところから指名することになる。

ただし、業者の経営事項審査における総合評定値や格付けも毎年変動しているため、全て同じ指名業者になる可能性は極めて低いと考えている。

姫路市営北条住宅3号棟外壁塗装改修工事

【主な質問・意見】

委員：姫路市の格付け基準では、Cランクの発注標準金額は2000万円までとなっていることから、今回Cランクも参加対象にしてもよかったのではないかと思うが、どのような理由でBランク以上を対象としたのか。

事務局：塗装や防水工事は発注が少ないうえ、そのほとんどが1000万円以下の工事となっている。そうなれば指名競争入札となるが、工事規模が小さいことからCランクを対象にした指名案件がかなり多くなっている。

また、姫路市建設工事等入札参加者選定要綱では、基本的には連続した2つのランクを対象にするという取り決めをしており、塗装工事というと1000万円を超えれば、大変大きな工事になることから、同種業者の参加機会のバランスを取るという意味でも、主にAランクを中心としたAランクBランクの上位2ランクを今回対象としている。

(3) 指名競争入札

城東54号線道路整備工事

【主な質問・意見】

委員：指名競争入札の場合も、電子入札なのか。

事務局：指名競争入札については、紙入札としている。封筒に入れた入札書を指

名業者が入札箱に入れた後、指名業者の面前で開札し、その場で落札者を決定している。

エコパークあぼしストックヤード通気溝他整備工事

【主な質問・意見】

委員：さきほどの城東54号線道路整備工事と比較し、落札率がかなり高いと思われるが、どのように考えているか。

事務局：入札によっては、かなりバラツキはある。一般競争入札のように大きな工事になれば、必然的に競争率が向上し、併せて業者努力による圧縮幅も大きくなるため、落札率が低くなる傾向にある。指名競争入札については、業者数も少なく、規模も小さいことから企業努力による部分が少ないこと、ガス抜き工事という一般的な土木工事とは工事内容が異なることもあり、経費的な部分で節減の余地がなかったものと考えている。

姫路城三の丸広場西方便所増築工事

【主な質問・意見】

委員：この工事だけではないと思うが、参加業者の落札価格が比較的低い。また、一番低い入札額と一番高い入札額の差が非常に大きく、今までの入札状況とは傾向が違うのではないかと考えるが、何か理由はあるのか。

事務局：土木工事については、国県等の積算基準や単価の公表が進んでいるだけでなく、類似工事が多いため、業者側からすれば、市の積算に近い入札金額での応札が可能となっているのではと考えている。

しかし、本工事のように建築工事の場合は、各種専門工事の複合工事となり、様々な要素が入り交じっていることから、取引先との関係や見積りの差が積算金額の差として生じることとなり、その結果、業者間の入札価格に開きが発生するものと考えている。

委員：業者選定について、地理的条件を考慮したとあるが、現場が城の中であるのもかわらず、なぜ地理的条件を設定する必要があったのか。

事務局：仮に地理的条件を考慮せず、600万円ほどの発注金額で全市対象にすれば、大変な業者数になることから、発注金額と参加業者のバランスを考慮しようとするれば、必然的に施工箇所から近い業者を指名することになる。

姫路市営城東町住宅1号棟屋上防水改修工事

【主な質問・意見】

特になし。

4. 指名停止等の措置状況

平成23年7月1日から平成23年11月30日までに指名停止措置を行った、延7者について、事務局より報告

【主な質問・意見】

委員：契約が指名停止の前であれば、受注した工事は施工してもかまわないのか。

事務局：契約成立以後であれば、契約そのものは有効である。

5. 低入札価格調査

平成23年7月1日から平成23年11月30日までに行った低入札価格調査5件について事務局より報告

【主な質問・意見】

委員：高木前処理場沈殿池設備第1期改築（機械設備）及び同（その2）工事の予定価格は3億円を少し超えているが、仮に予定価格が3億円を少しでも下回っていたとすれば、この入札価格では失格になっていた可能性が高いということですか。

事務局：予定価格が3億円以上の場合は、調査基準価格未満でも調査最低制限価格以上であれば、失格とはせず低入札価格調査を行っている。

しかし、少しでも3億円を下回れば、通常の価格競争入札となり、調査基準価格に代わり、最低制限価格が適用されるため、最低制限価格を下回れば無効となる。

6. 苦情処理要綱に基づく苦情処理

- ・苦情処理案件及び再苦情処理案件について、事務局より報告
苦情処理案件なし。
再苦情処理案件なし。

5 その他

- ・次回会議の審議対象工事の抽出を行う委員の指定について
井上委員が指定された。
- ・次回の定例会議の開催について
次回の定例会議は、平成24年8月開催を目途に日程を調整する。